

第一薬科大学 薬学部

履 修 規 程

本学学則に基づきこの規程を定め、特に記載がない限り薬学科、漢方薬学科及び薬科学科に共通に適用する。

第 1 章 履 修 科 目

(履修科目)

第1条 学生は、各学年に配当された科目はその学年において履修し、単位を修得しなければならない。詳細は学則別表第1による。

- 2 薬学科及び漢方薬学科の1年間の履修単位数は上限を48単位、薬科学科は46単位（教職課程の自由科目は含まない）とする。
- 3 上級年次履修開始科目は履修できない。
- 4 次の学年に進級できなかった学生の履修の特例については別に定める。
- 5 教育職員免許状を取得しようとする学生は、本規程に定めるほか「教育職員免許状取得に関する規程」に定める単位を修得しなければならない。

第 2 章 履 修 方 法

(修業年限)

第2条 薬学科及び漢方薬学科の修業年限は6年、薬科学科は4年とし、その単位数は第1条のとおりとする。

(科目の配当・卒業所要単位数)

第3条 必修科目、選択科目、自由科目とも修業年限の間に、体系的に各年次に配当する。なお卒業所要単位数は次の通りとする。

平成18年度以降入学生 学則別表第1の科目表の記載内容に従う。

(遠隔授業)

第3条の2

- 1 遠隔授業における履修方法、受講要件及び評価方法は、シラバス及び履修規程に基づき実施するものとする。
- 2 対面授業と遠隔授業を組み合わせる授業科目の取扱いについては、遠隔授業の授業時数が半数を超える場合、遠隔授業科目として扱うものとする。
- 3 感染症や災害の発生等の非常時、または「障がい学生支援」に基づき必要と認められる場合において、授業の一部または全部を遠隔授業により代替することができる。
- 4 遠隔授業の詳細な運用指針については、教務委員会の決定に基づき、別に定めるものとする。

(進級基準)

第4条 各学年とも、その学年次までに履修すべき受講科目のうち、所定の科目を修得しなければ次学年に進級できない。

- 2 出席日数不足科目を2科目以上有する者は進級できない。

- 3 実習科目のうち、未修得科目を有する者は進級できない。
- 4 選択科目（教養科目を除く）および自由科目の未修得科目は、進級基準の適用から除外される。
- 5 次学年に進級できない者の基準は次のとおりとする。

令和４年度以降入学生（薬学科及び漢方薬学科）

学 年	基 準
２年次への進級	１年次の受講科目のうち、６科目以上未修得科目を有する者
３年次への進級	２年次までの受講科目のうち、５科目以上未修得科目を有する者
４年次への進級	３年次までの受講科目のうち、４科目以上未修得科目を有する者
５年次への進級	４年次までの受講科目のうち、未修得科目を有する者
６年次への進級	５年次までの受講科目のうち、未修得科目を有する者

平成２７～令和３年度入学生（薬学科及び漢方薬学科）

学 年	基 準
２年次への進級	１年次の受講科目のうち、４科目以上未修得科目を有する者
３年次への進級	２年次までの受講科目のうち、４科目以上未修得科目を有する者
４年次への進級	３年次までの受講科目のうち、４科目以上未修得科目を有する者
５年次への進級	４年次までの受講科目のうち、未修得科目を有する者
６年次への進級	５年次までの受講科目のうち、未修得科目を有する者

平成２２～２６年度入学生（薬学科及び漢方薬学科）

学 年	基 準
２年次への進級	１年次の受講科目のうち、５科目以上未修得科目を有する者
３年次への進級	２年次までの受講科目のうち、４科目以上未修得科目を有する者
４年次への進級	３年次までの受講科目のうち、４科目以上未修得科目を有する者
５年次への進級	４年次までの受講科目のうち、３科目以上未修得科目を有する者
６年次への進級	５年次までの受講科目のうち、未修得科目を有する者

令和4年度以降入学生（薬科学科）

学 年	基 準
2年次への進級	1年次の受講科目のうち、8科目以上未修得科目を有する者
3年次への進級	2年次までの受講科目のうち、6科目以上未修得科目を有する者
4年次への進級	3年次までの受講科目のうち、6科目以上未修得科目を有する者

（編入者及び転学科学生に関する特例）

第4条の2 4年次編入者の編入時の下級年次未修得科目については、前条4項の規定にかかわらず、5年次終了までに修得すれば6年次に進級できる。

第4条の3 転学科学生の転学科時の下級年次未修得科目については、前条4項の規定に関わる基準の未修得科目数にカウントされない。

（卒業資格）

第5条 薬学科及び漢方薬学科は6年以上、薬科学科は4年以上在学し、第3条に定める単位を修得した者に卒業資格を与える。

（不足単位の修得）

第6条 不足単位の修得については別に定める。

第3章 試験

（成績算定）

第7条 学業成績は、原則として定期試験により算定する。
ただし、科目によっては平素の成績を加味することができる。

（実習・演習等の成績算定）

第8条 実習・演習等については、前条によらないことがある。

2 実習・演習の科目に関しては、別に定める。

3 卒業研究、薬学卒業研究、卒業研究Ⅰ、卒業研究Ⅱについては、別に定める。

（受験資格の停止）

第9条 受験の3日前までに、その期までの授業料及びその他諸納入金を納入していないときは、全科目受験できない。

2 次のいずれかに該当する場合は、その科目を受験できない。

（1）第24条に該当するとき。

（2）試験開始に間に合わなかったとき。（電車の遅延等、本人の責に帰することのできない理由により遅刻した場合を除く）

（追試験）

第10条 病気、その他やむを得ない事由により、第7条の試験を受けることができなかった者には、1回に限り追試験を行うことがある。

(再試験)

第11条 定期試験または追試験において不合格となった者に対しては、毎年度原則として1回に限り再試験を行うことがある。

(中間試験)

第12条 科目担当者が必要と認めた場合は、中間試験を行うことがある。ただし、中間試験は、その科目の定期試験実施以前において行うものとする。

(試験料)

第13条 第10条及び第11条により追試験または再試験を受けようとする者は、試験毎1科目につき所定の追試験または再試験の試験料を納入しなければならない。

(試験における注意事項)

第14条 すべての試験において、次の事項に注意しなければならない。

- (1) 指定された座席で受験すること。
- (2) 問題用紙の配布を受けても監督者の指示があるまで記入を始めてはならない。
- (3) 筆記用具以外は机に出してはならない。ただし、科目担当者の許可があった場合はこの限りでない。
- (4) 退場は原則として認めない。
- (5) 時間内に退場する場合、あるいは試験時間終了の指示があった場合はすみやかに退場し、答案整理が済むまで入場を禁止する。
- (6) 答案用紙に、学籍番号・氏名の記載がないものは採点を行わない。
- (7) 答案用紙は必ず提出すること。答案用紙を帯出した者は、その科目は0点とし、その科目の再試験を受けることができない。
- (8) 試験中は監督者の指示に従い、絶対に私語をしてはならない。監督者の指示に従わない場合は、第19条に準ずる措置を行う。
- (9) 試験中は定期試験では学生証、定期試験の追・再試験及び共用試験(CBT)では学生証及び受験票を机上に呈示しなければならない。また、共用試験(OSCE)では学生証及び受験票を受験生が自ら保持し必要に応じ呈示しなければならない。

第4章 単位の認定

(単位の認定)

第15条 その科目の授業時間数の3分の2以上出席し、かつ試験に合格したときは、その科目の単位を認定する。

(点数、標語及びグレード・ポイント・アベレージ(GPA))

第16条 学業成績は点数をもって行うとともに、下表の標語及びグレード・ポイント(以下「GP」という。)をもって表すものとする。

標語	点 数	GP
秀	100～90点	4
優	89～80点	3
良	79～70点	2
可	69～60点	1
不可	59点以下	0

- 2 可以上を合格とし、不可を不合格とする。
- 3 学力を総合的に評価する指標として、グレード・ポイント・アベレージ（以下「G P A」という。）を使用する。
各履修科目のG Pに、科目の単位数をかけた値を全履修科目分合算し、その値を全履修科目の単位数の合計で割ったものがG P Aとなる。ただし、自由科目は評価にかかわらずG P Aの算出対象外とする。

（成績に対する疑義）

第17条 第16条における成績評価に疑義がある場合は、成績開示後1週間以内に所定の様式により教務課へ成績評価に関する問い合わせをすることができる。

（再試験の点数限度）

第18条 第11条により認定された科目の成績は60点を限度とする。

（不正行為が行われた場合の成績）

第19条 定期試験及びこれに準じる試験において、次の不正行為があったと認められた場合は、当該学生がその期に履修登録した全科目を「不可」とする。

- （1）不正な方法によって受験したとき。
- （2）不正な方法によって他人に受験の便宜を提供したとき。
- （3）その他著しい不正行為のあったとき。

（レポート・論文等）

第20条 レポート・論文等の提出日時を経過したものの単位は認定しない。
ただし、事情により担当者の許可があった場合はこの限りでない。

第5章 出欠調査及び欠席届

（調査の担当）

第21条 出欠調査は、科目ごとに科目担当者等により行う。

（調査後の離脱）

第22条 出欠調査後、許可なくして講義室・実習室等を離脱した場合は、その時間を欠席とする。

（調査の欺瞞）

第23条 出席調査を欺瞞した場合は、これを依頼した者も作為した者もその時間を欠席とすることができる。

（受験資格の喪失）

第24条 次に示す場合は当該科目の受験資格を喪失する。

- （1）出席がその科目の授業時間数の3分の2に満たない場合。
- （2）定期試験の欠席日より3日以内に届け出をしなかった場合。

（欠席時の処理）

第25条 授業または試験に欠席した場合は、次のように処理しなければならない。

- （1）授業に欠席した場合は、次の場合に限り、必要な証明書を添えて所定の

届け出・願い出をすれば、審査の上、欠席の取り扱いをしない。（公欠）

ア 学校感染症（学校保健安全法施行規則第18条）の感染の恐れを医師が認め、欠席する場合。大学復帰後3日以内に手続きをすること。

イ 本学が承認した公的行事又は課外活動、就職活動その他の公的理由により欠席する場合。事前に手続きをすること。

ウ 忌引きにより欠席する場合。大学復帰後3日以内に手続きをすること。この場合忌引きとして認められる日数は、1親等親族で7日以内、2親等親族で5日以内とする。

エ 法令、天災、その他本人の責に帰することのできない理由により欠席する場合。その日から5日以内に手続きをすること。

(2) 試験に欠席した場合は、3日以内に届け出ること。この際、第25条(1)以外の病気欠席の場合は、医師の診断書もしくは体調不良を証明する資料を添えて届け出ること。それ以外の場合は、欠席の理由を証明する資料を添えて届け出ること。

第6章 再履修

(再履修を必要とする者)

第26条 次の者は、当該科目を再履修しなければならない。

(1) 出席時間数不足に伴い受験資格を失った者

(2) 第4条第2項に該当した者

(3) 未修得科目を有した上で、次学年に進級できなかった者

2 再履修の手続き等、細部については別に定める。

第7章 補習授業

(補習授業の開講)

第27条 学力強化のための補習授業を行うことがある。

第8章 学科の変更

(転学科)

第28条 学則第35条による転学科を願い出る者は、3月末までに、転学科願を提出しなければならない。ただし、教職課程の学生は転学科を認めない。

2 転学科は、各年次の始めとする。

3 薬学科と漢方薬学科間の転学科の受入年次は、転学科願を提出した年次を基準とし、次のとおりとする。ただし、4—6年次の者は転学科を認めない。

(1) 第4条による次学年への進級基準を満たしている者

1年次（転学科前）→ 2年次（転学科後）

2年次（転学科前）→ 3年次（転学科後）

3年次（転学科前）→ 4年次（転学科後）

(2) 第4条による次学年への進級基準を満たしていない者

1年次（転学科前）→ 1年次（転学科後）

2年次（転学科前）→ 2年次（転学科後）

3年次（転学科前）→ 3年次（転学科後）

4 薬科学科から薬学科あるいは漢方薬学科への転学科の受入年次は、転学科願を提出した年次を基準とし、次のとおりとする。ただし、転学科を願い出る者は、転学科願を提出した時点で、進級或いは卒業する見込みの者でなければならない。

- (1) 1年次で転学科を願い出る者 1年次（転学科後）
- (2) 2年次で転学科を願い出る者 2年次（転学科後）
- (3) 3年次以上で転学科を願い出る者 3年次（転学科後）
- 5 薬学科あるいは漢方薬学科から薬科学科への転学科の受入年次は、転学科願を提出した年次を基準とし、次のとおりとする。ただし、次の(1)に該当する者は、第4条による次学年への進級基準を満たしている者でなければならない。
 - (1) 1、2年次で転学科を願い出る者
 - 1年次（転学科前）→ 1、2年次（転学科後）
 - 2年次（転学科前）→ 1－3年次（転学科後）
 - (2) 1、2年次で転学科を願い出る者
 - 1年次（転学科前）→ 1年次（転学科後）
 - 2年次（転学科前）→ 1、2年次（転学科後）
 - (3) 3年次以上で転学科を願い出る者
 - 3－6年次（転学科前）→ 1－4年次（転学科後）
- 6 転学科の審査は、次の方法にて行う。
 - (1) 第3項に該当する転学科 書類審査、学部長及び学科長との面談
 - (2) 第4項に該当する転学科 書類審査、所定の試験、GPA値、学部長及び学科長との面談
 - (3) 第5項に該当する転学科 書類審査、所定の試験、学部長及び学科長との面談
- 7 令和4年度に薬科学科への転学科を願い出る者（第5項）は、令和5年度薬科学科3年次への転学科を認めない。

第9章 情報の連絡

（情報の確認）

第29条 本学学生は登校時に従来の掲示板で情報の確認をする他、登校しない場合も一日に一度はホームページ、IPoに掲載されている情報を確認しなければならない。

（規程の改廃）

第30条 本規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が定める。

附 則

- 1 この規程は昭和35年4月1日から施行する。
- 2 この規程は昭和38年1月1日から施行する。
- 3 この規程は昭和38年9月19日から施行する。
- 4 この規程は昭和38年10月4日から施行する。
- 5 この規程は昭和39年5月7日から施行する。
- 6 この規程は昭和40年9月21日から施行する。
- 7 この規程は昭和47年4月1日から施行する。
- 8 この規程は昭和50年4月1日から施行する。
- 9 この規程は昭和53年4月1日から施行する。
- 10 この規程は昭和60年4月1日から施行する。
- 11 この規程は昭和62年4月1日から施行する。
- 12 この規程は昭和63年4月1日から施行する。
- 13 この規程は平成2年4月1日から施行する。

- 1 4 この規程は平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 5 この規程は平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 6 この規程は平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 7 この規程は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 8 この規程は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 9 この規程は平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 0 この規程は平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 1 この規程は平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2 この規程は平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 3 この規程は平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 4 この規程は平成 1 9 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 5 この規程は平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 6 この規程は平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 7 この規程は平成 2 1 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 8 この規程は平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 9 この規程は平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 0 この規程は平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 1 この規程は平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 2 この規程は平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 3 この規程は平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 4 この規程は平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 5 この規程は平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 6 この規程は平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 7 この規程は平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

なお、第 4 条第 2 項及び第 3 項の規定は、平成 3 0 年度入学生により適用する。

- 3 8 この規程は平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 9 第 4 条の記述の簡略化については令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 0 第 4 条の 2 の規定は、令和 3 年年度編入者より適用する。
- 4 1 この規程は令和 4 年 3 月 1 日から施行する。
- 4 2 この規程は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 3 この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 4 この規程は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。